

畜産経営体質強化資金対策事業委託要領  
(平成28年6月3日付け28生畜第276号承認)

公益社団法人 中央畜産会  
制定 平成28年5月12日付け28年度発中畜第71号  
一部改正 平成28年12月16日付け28年度発中畜第1905号

## 第1 趣旨

この要領は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙5に基づき、畜産経営体質強化支援資金（実施要領別紙5の第1の1の(1)のアに定める資金をいう。）を融通した融資機関に対する利子補給事業の円滑な実施を図るため、当該事業の一部を信用農業協同組合連合会等に委託する場合における委託事業の委託先、内容、手続き、手数料等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 委託先

中央畜産会が、事業委託する委託先は、都道府県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫支店（以下「信農連等」という。）とする。

## 第3 委託事業の実施

信農連等は、中央畜産会が定めた畜産経営体質強化資金対策事業実施要領（平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号。以下「事業実施要領」という。）及びこの委託要領により、第4の委託事業を実施するものとする。

## 第4 委託事業の内容

中央畜産会が、信農連等に委託する事業の内容は、別記1のとおりとする。

## 第5 委託事業の手続き

- (1) 中央畜産会は、信農連等に対し、第4の委託事業に係る手数料の限度額を示した依頼書（以下「委託依頼書」という。）により委託するものとする。
- (2) 信農連等に対する手数料は、各信農連等ごとの定額、管内の取扱い融資機関数に定額を乗じた額及び各融資機関に利子補給金を交付した回数の合計に定額を乗じた額の合計額を限度とする。
- (3) 信農連等は、(1)の委託依頼書に基づき、委託事業を受託しようとするときは、委託承諾書（別紙様式第1）を中央畜産会に提出するものとする。
- (4) 信農連等は、委託事業を完了したときは委託事業実績報告書（別紙様式

第 2 )を委託事業の実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに中央畜産会に提出するものとする。

(5) 中央畜産会は、(4)の委託事業実績報告書に基づき手数料の額を確定した後、すみやかに信農連等に確定額を通知し、手数料を支払うものとする。

## 第 6 個人情報等の管理

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報であって、信農連等が受託事業の遂行上保有するもの（以下「個人情報」という。）の管理等については、別記 2「個人情報の管理等について」によるものとする。

## 第 7 その他

中央畜産会は、必要があると認めるときは、信農連等に対し、委託事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

附 則 （平成 28 年 6 月 3 日 28 生畜第 276 号承認）

この委託要領は、農林水産省生産局長の承認があった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 （平成 29 年 1 月 23 日 28 生畜第 1104 号承認）

この委託要領は、農林水産省生産局長の承認があった日から施行するものとする。

## 別記 1

### 委託する事業の内容（事業実施要領別添 1 の 11）

- 1 融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。
- 2 貸付実行報告書及び異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。
- 3 中央畜産会から送付された利子補給額等計算書及び異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。
- 4 請求書及び償還状況報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。
- 5 融資機関からの委任により利子補給金を請求すること、及び中央畜産会から交付される利子補給金を融資機関に送金すること。
- 6 中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。
- 7 交付された利子補給金の返還に関する書類を審査すること。
- 8 融資機関から提出された償還終了等報告書を取りまとめること。
- 9 融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないように指導すること。
- 10 都道府県が融資機関について行う貸付状況等の現地調査に協力すること。
- 11 利子補給等事業に係る会議に出席すること。
- 12 その他中央畜産会が必要と認めて委託する業務を処理すること。

## 別記 2

### 個人情報の管理等について

- 1 信農連等は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 信農連等は、次に定める個人情報の利用等を行ってはならない。
  - (1) 利用目的の範囲を超える利用、複製又は加工
  - (2) 利用目的の範囲を超える第三者への提供（中央畜産会が承諾したものと及び既に公知となっているものを除く。）
  - (3) 利用目的の範囲を超える信農連等の事業所外への移動又は持ち出し
- 3 信農連等は、個人情報について、漏洩、滅失若しくは毀損等の事故が発生し又はその危険が生じた場合には、中央畜産会に直ちに連絡し、その指示のもとに対応に当たるものとする。
- 4 信農連等は、個人情報を利用する受託業務が終了した場合（中央畜産会が定めた事業実施要領に保存期間を定めるものについては、当該期間を経過した場合）には、適切な方法により当該個人情報を速やかに消去し、当該個人情報が記録されている媒体を破棄する。ただし、中央畜産会が返還を指示し、又は消去・廃棄の方法を指定した場合には、これに従う。
- 5 信農連等は、個人情報について開示請求があった場合は、中央畜産会に直ちに連絡し、その指示のもとに対応に当たるものとする。

別紙様式第 1

平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業に係る委託承諾書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所 在 地  
受 託 者 名  
代 表 者 氏 名  
印

平成 年 月 日付け 年度発中畜第 号により依頼のありました畜産経営体質強化資金対策事業に係る委託事業につきましては、畜産経営体質強化資金対策事業委託要領（以下「委託要領」という。）を了承し、下記により委託事業を実施することを承諾いたします。

記

1. 委託事業の実施  
委託要領第 3 により実施する。
2. 委託事業の内容  
委託要領別記 1 による。
3. 委託事業実施期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4. 手数料の限度額  
委託依頼書のとおり。
5. 委託事業の実績報告  
委託要領別紙様式第 2 により提出する。
6. 委託事業担当者  
所 属 氏 名

別紙様式第2

平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業に係る委託事業実績報告書

番 号  
年 月 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

所在地  
受託者名  
代表者氏名  
印

平成 年 月 日付け 第 号をもって実施することを承諾  
いたしました平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業に係る委託事業につい  
て、下記のとおり実施いたしましたので、畜産経営体質強化資金対策事業委託要領  
第5の(4)に定めるところにより、その実績を報告いたします。

なお、あわせて手数料 金 円の支払を請求いたします。

記

1. 事業の実施状況

平成 年 月 日提出の「平成 年度畜産経営体質強化資金対策事業  
に係る委託書」のとおり実施いたしました。  
承諾した内容から変更がない場合

2. 手数料の請求額

金 円

(手数料の積算内訳：別紙のとおり)

3. 手数料の振込金融機関名等

金融機関名  
預金種目  
預金口座番号  
預金口座名義

(別紙)

手数料の内訳

区 分	金 額	摘 要
信農連等定額分	円	定額 円
融資機関対応分		
(取扱い融資機関割)	円	@ 円 × 機関
(利子補給金交付割)	円	@ 円 × 機関 × (交付回数)
合 計	円	